

平成 28 年(2016 年) 4 月 26 日
政策調整部地域創生推進課

県下初

新婚さんの新生活を応援します！！ ～湖南省結婚新生活支援事業～

■趣旨・目的

経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、新婚世帯の住居費および引越費用を支援することにより、結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進することを目的とします。

■申請期間

平成 28 年6月1日～平成 29 年3月 31 日まで

■補助対象者

次の①～⑥のいずれにも該当する世帯。

- ①平成 28 年4月1日から平成 29 年2月 28 日までに婚姻届を提出し受理された世帯。
- ②平成 27 年中の夫婦の所得を合算した金額が 300 万円未満である世帯。
- ③平成 28 年4月1日から平成 29 年2月 28 日までの間に結婚を機に湖南省内にある住居を新たに購入・賃借し、当該購入・賃借した住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されている世帯。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯。
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けている者がいない世帯。
- ⑥市税に滞納のない世帯。

■補助対象経費

住居費：物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
引越費用：引越し業者や運送業者に支払った実費

■補助額

1世帯あたり 18 万円を上限とします。

■問い合わせ

担当課名：地域創生推進課

担当者名：中井・武田

(直通)0748 -71-2316

(FAX)0748 -72-2000



あなたの思いを湖南省へ
ふるさと寄附



☞ 寄付申込みはこちらから
ふるさとチョイス湖南省ページ

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467



新婚さんの新生活を応援します

湖南省では、新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行っています

対象となる世帯

次の①～⑥のいずれにも該当する世帯

- ① 平成28年4月1日から平成29年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 平成27年中の夫婦の所得を合算した金額が300万円未満である世帯（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額）
- ③ 平成28年4月1日から平成29年2月28日までの間に結婚を機に湖南省内にある住居を新たに購入・賃借し、当該購入・賃借した住居の住所に転入（転居）届を提出し受理された世帯
- ④ 他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- ⑤ 過去にこの制度に基づく補助を受けている者がいない世帯
- ⑥ 市税の滞納がない世帯

補助額

1世帯あたり18万円を上限とします。

対象となる経費

【住居費】

物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【引越し費用】

引越し業者や運送業者に支払った実費

申請期間

平成28年6月1日（水）から

平成29年3月31日（金）まで

※ただし、予算がなくなり次第、受付終了します。

問い合わせ先

湖南省役所 政策調整部 地域創生推進課

TEL: 0748-71-2316 FAX: 0748-72-2000

まずはご連絡をください!

E-Mail: kikaku@city.shiga-konan.lg.jp

